

社会保険等未加入業者との1次下請契約の禁止について

平成29年3月30日

柏市契約課

国や千葉県の社会保険未加入対策を踏まえ、柏市が発注する建設工事の一部については、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）未加入建設業者（建設業許可を有する者に限る）との1次下請契約を禁止することとしますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 対象工事

柏市が発注する建設工事のうち、①低入札価格調査の対象となる案件、②総合評価落札方式で行う案件、③その他設計額が概ね5000万円以上の案件を対象とします。

対象工事の公告文に、社会保険等未加入建設業者との1次下請契約を禁止する旨を記載しますので、入札前に確認してください。

2 実施時期

平成29年7月1日以降に公告する案件から適用します。

なお、国の社会保険未加入対策の趣旨に鑑み、順次対象とする工事等を拡大していく予定です。

3 加入状況の確認方法

「施工体制台帳」の下請負人に関する事項にある「健康保険等の加入状況」欄により確認します。下請負人と下請契約を締結した場合は、速やかに施工体制台帳を提出してください。

4 社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結した場合の対応

受注者（元請負人）に対して、柏市が指定した期限（原則30日以内）までに、当該未加入建設業者が、社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出するよう通知します。

期限までに確認書類が提出されなかった場合は、以下の措置をとるので注意してください。

- (1) 受注者に対する「柏市建設工事請負業者等指名停止要領」に基づく指名停止措置（契約違反）
- (2) 工事成績の減点
- (3) 建設業許可行政庁に対する通知

(参考) 建設業の社会保険未加入対策について（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html